

**令和2年度
和歌山県家賃支援金申請要領**
令和2年1月1日から5月31日までに創業した
事業者の取扱い

申請期限**◆ 令和3年3月26日（金）まで（当日消印有効）**

ただし、次の要件を満たす場合は、申請期限を令和3年9月30日（木）とします。

要件

国の家賃支援給付金の申請を行い、かつ受付が行われている事業者で、令和3年3月26日（金）（当日消印有効）までにP27の「和歌山県家賃支援金申請期限延長願兼誓約書」を提出していること。

提出方法**◆ 郵送による提出**

- ・ 申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。
- ・ 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

<あて先>

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県家賃支援金（新規創業）受付係 あて

- ※ 切手貼り付けの上、裏面に差出人の住所及び氏名を記載
- ※ 送料は必ず申請者側でのご負担をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。ご不明な点は下記お問合せ先にて電話で対応させていただきます。

申請に必要な書類の入手方法

- ◆ 和歌山県庁のホームページからダウンロードしてください。
- ◆ 各振興局、県内市町村、商工会、商工会議所などにも順次申請書類を配置する予定です。

お問合せ先**◆ 和歌山県支援本部相談窓口**

【電話】073-441-3301

【受付時間】平日 午前9時から午後5時45分まで

目次

I 和歌山県家賃支援金の概要	- 3 -
II 和歌山県家賃支援金の対象者	- 3 -
III 和歌山県家賃支援金の交付	- 5 -
1 令和2年1月1日から3月31日までに創業し、 国の家賃支援給付金の給付を受けた事業者	- 5 -
2 令和2年1月1日から5月31日までに創業し、 国の家賃支援給付金の給付を受けていない事業者	- 5 -
IV 申請書類	- 8 -
V 交付の決定等	- 26 -
VI 申請期限の特例.....	- 27 -

I 和歌山県家賃支援金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の急減に直面する事業者のうち、固定客がないなど経営基盤が弱い創業間もない事業者に対して事業の継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的とする支援金を交付するものです。

II 和歌山県家賃支援金の対象者

下記の4つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 令和2年1月1日から5月31日までの間に創業^{注)1}した事業者であって、県内に主たる事業所^{注)2}を有する事業者又は観光関連事業者のうち①宿泊施設、②温泉保養施設、③交通施設、④休憩食事施設、⑤観光土産品販売施設、⑥不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設を県内で運営する事業者
- (2) 次の①、②のいずれかを満たしていること。
 - ① 令和2年1月1日から3月31日までの間に創業し、国の家賃支援給付金の給付を受けている事業者
 - ② 令和2年1月1日から5月31日までの間に創業し、国の家賃支援給付金の給付を受けていない事業者で、次のアからケまでの全てを満たすもの
 - ア 創業に当たって金融機関^{注)3}から融資を受けている事業者又は支援機関^{注)4}による経営支援等を受け事業を進めている事業者
 - イ 令和2年5月1日から12月31日までにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、以下のいずれかにあてはまること。
 - (ア) 開業月から令和2年12月までのいずれかのひと月の売上が、事業計画書等^{注)5}で想定していた同月と比べて50%以上減少した月が存在する。
 - (イ) 連続する3か月の売上の合計が事業計画書等で想定していた同じ期間の売上の合計と比べて30%以上減少した3か月が存在する。
 - ウ 今後も事業を継続する意思がある事業者
 - エ 法人においては、申請時点において次の(ア)、(イ)のいずれかを満たしていること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人で

あること。

(7) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

(イ) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

オ 他人の土地・建物を自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益（物を直接利活用して利益・利便を得ること）をしていることの対価として、賃料の支払いを行っていること。

カ 国、地方公共団体、法人税法別表第一に規定する公共法人でないこと。

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。

ク 政治団体でないこと。

ケ 宗教上の組織又は団体でないこと。

(3) 宣誓書を提出する事業者

(4) 下記①から③までの要件に該当しない事業者

① 本支援金を既に受け取った者

② 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

③ 本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないことと知事が認める者

注)1 ここていう創業とは、新たに法人を設立又は所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出等により、和歌山県内に事業所を有し新たに事業を開始すること。

注)2 ここていう主たる事業所とは、法人の場合は登記事項証明書に記載している法人住所、個人事業者の場合は開業届等に記載している住所のこと。

注)3 ここていう金融機関とは、預貯金取扱金融機関（銀行、信用金庫、農協、漁協等）、保険会社、証券会社、政府系金融機関（公庫等）のこと。

注)4 ここていう支援機関とは、公益財団法人わかやま産業振興財団、和歌山県商工会議所連合会、県内各商工会議所、和歌山県商工会連合会、県内各商工会、和歌山県中小企業団体中央会、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の創業者を支援すると認められる者のこと。

注)5 ここていう事業計画書等とは、以下のいずれかに該当するもの。

- ・ 金融機関から融資を受けた者は、金融機関から融資を受ける際に提出した事業計画書等
- ・ 金融機関の融資を受けずに創業した者は、支援機関で創業に関する相談のうえ作成した事業計画書等

Ⅲ 和歌山県家賃支援金の交付

1 令和2年1月1日から3月31日までに創業し、国の家賃支援給付金の給付を受けている事業者

Ⅱの対象者の要件を満たす事業者のうち、令和2年1月1日から3月31日までに創業し国の家賃支援給付金の給付を受けている事業者については、以下の表1の区分に応じ算定した額を交付します。

※和歌山県家賃支援金は、1,000円未満の端数を切り捨て

表 1

区分	和歌山県家賃支援金の交付額	上限額
法人	国の家賃支援給付金の給付額の4分の1	150万円
個人事業者	国の家賃支援給付金の給付額の4分の1	75万円

2 令和2年1月1日から5月31日までに創業し、国の家賃支援給付金の給付を受けていない事業者

Ⅱの対象者の要件を満たす者のうち、令和2年1月1日から5月31日までに創業し国の家賃支援給付金の給付を受けていない事業者については、申請時の直前1か月以内に賃料等※として支払った額等※（月額）（以下「基準額」という。）に基づき表2のとおり算定した交付額（月額）の6倍を交付します。

◆留意点

（1）賃料等とは

賃料等とは賃貸借契約等に基づき自らの事業のために他人の所有する土地又は建物を直接占有する者が、当該土地又は建物を使用及び収益するために対価として支払う金銭（当該対価に係る租税を含む。）をいう。

（2）賃料等をまとめて支払っている場合

申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合には、当該申請日の直前の支払い（当該申請日の属する月分に相当する賃料等を含むものに限る。）で支払った当該賃料等の一月平均の額を基準額とする。

（3）申請日直前1か月以内の支払賃料の額が令和2年5月31日時点の賃料より高い場合

基準額が、令和2年5月31日時点で有効な賃貸借契約等により1か月分の賃料等として支払うこととされている額（当該賃貸借契約等において申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払うこととされている場合には、当該賃料等の一月平均の賃料等）より高いときは、当該賃料等として支払うこととされている額を基準額とする。

なお、本規定により基準額を算定する場合において、賃貸借契約等により月毎に変動する賃料等を含むときは、当該賃料等については、「令和2年5月31日時点で有効な賃貸借契約等により1か月分の賃料等として支払うこととされている額」とあるのは、「令和2年5月に賃料等として支払った額」と、「当該賃料等として支払うこととされている額」とあるのは「当該賃料等として支払った額」と読み替えるものとする。ただし、この場合において、複数月分の賃料等をまとめて支払うこととされているときは、当該賃料等については、「令和2年5月に賃料等として支払った額」とあるのは「令和2年5月分の賃料等として支払った額」と更に読み替えるものとする。

(4) 賃貸人と申請者との関係

基準額を算定する場合において、賃貸人その他の申請者に対して土地又は建物を使用及び収益させる義務を負う者（以下「賃貸人等」という。）と、申請者との関係が次のいずれかである場合には、当該土地又は建物に係る賃料等は含めないこととする。

① 転貸（又貸し）を目的とした取引。 但し、賃借人が借りている土地・建物の一部を第三者に転貸をした場合、転貸をせず自らが使用・収益する部分については、交付の対象とする。

② 賃貸借契約の賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物の取引（自己取引）。

※賃貸人等が、申請者の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社であるもの

※賃貸人等が申請者の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等（自然人を含む。次号において同じ。）をいう。）又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）であるもの

※賃貸人等が、申請者の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人であるもの

③ 賃貸借契約の賃貸人と賃借人が配偶者又は一親等以内の取引（親族間取引）。

※賃貸人等が、申請者の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人であるもの

④ その他支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断するもの

(5) 違法等に使用・収益する土地・建物に係る賃料の除外

基準額を算定する場合において、法律上の原因なく又は違法に、使用及び収益している土地又は建物に係る賃料等は含めないこととする。

(6) 他の自治体等から賃料等に充てるための現金給付を受けている場合

和歌山県家賃支援金の交付予定額と国の家賃支援給付金及び他の地方公共団体から申請日の属する月以降6か月の間のいずれかの月分の賃料等に充てるため給付される家賃支援額の合計が、申請者が1か月分として支払った賃料の6倍を上回る場合、和歌山県家賃支援金の交付予定額から超過分を減額することとする。

(7) 家賃支援金計算時の留意点

和歌山県家賃支援金は、1,000円未満の端数を切り捨てる。

表 2

	基準額※	交付額（月額）
法人	75万円以下	基準額×1/6
	75万円超	12.5万円＋[基準額の75万円の超過分×1/12] ※ただし、25万円（月額）が上限
個人事業主	37.5万円以下	基準額×1/6
	37.5万円超	6.25万円＋[基準額の37.5万円の超過分×1/12] ※ただし、12.5万円（月額）が上限

※基準額：申請時の直前1か月以内に支払った賃料等として支払った額等（月額）

IV 申請書類

和歌山県家賃支援金(令和2年1月1日～5月31日までの新規創業者)の交付を受けようとする事業者は、共通申請書類①～⑥と、次の〔A〕又は〔B〕の事業者の区分に応じて必要な書類を提出してください。

なお、⑫、⑬の書類が準備できない場合であっても、国の「家賃支援給付金申請要領(申請のガイダンス)中小法人等向け別冊」又は国の「家賃支援給付金申請要領(申請のガイダンス)個人事業者等向け別冊」に準じた書類を提出することで、交付の対象となる可能性がありますので和歌山県支援本部相談窓口までご相談ください。

〔A〕 令和2年1月1日から3月31日までに創業し国の家賃支援給付金の給付を受けている事業者・・・⑧

〔B〕 令和2年1月1日から5月31日までに創業し国の家賃支援給付金の給付を受けていない事業者・・・⑨～⑭

(サイズ A4、印刷片面・モノクロ・カラー可)

【共通】		
共通申請書類①～⑦	参照	フィック
① 和歌山県家賃支援金交付申請書(規則第4条関係)	P10	<input type="checkbox"/>
② 別紙「和歌山県家賃支援金申請額 計算表」	P11	<input type="checkbox"/>
③ 申請者事業概要(別記第1号様式)(要綱第5条関係)	P14	<input type="checkbox"/>
④ 宣誓書(別記第2号様式)(要綱第5条関係)	P16	<input type="checkbox"/>
⑤ 役員名簿(別記第3号様式)(要綱第5条関係) ※法人の場合必要です。	P17	<input type="checkbox"/>
⑥ 振込先口座を確認できる書類 ○ 法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写 ○ 個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写	P18	<input type="checkbox"/>
⑦ 新規創業及び主たる事業所の所在地を確認できる書類 (1) 法人の場合は、履歴事項全部証明書の写(発行から3か月以内のもの) (2) 個人事業者は、開業届等 ^{※1} の写 開業届等がない場合は「開業日、所在地、代表者、業種、書類提出日の記載がある書類」を代替書類として提出して下さい。 (3) 他県本社の観光関連事業者 ^{※2} は、1又は2に加え、和歌山県内の事業所所在地等が分かる書類 ※1 開業届等は「個人事業の開業・廃業等届出書」又は「事業開始等申告書」のいずれかを提出してください。 ※2 ①宿泊施設、②温泉保養施設、③交通施設、④休憩食事施設、⑤観光土産品販売施設、⑥不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設を和歌山県内で運営する事業者	P18	<input type="checkbox"/>

※規則とは、和歌山県補助金等交付規則のことをいい、要綱とは和歌山県家賃支援金交付要綱のことをいう。

【A】令和2年1月1日から3月31日までに創業し、 国の家賃支援給付金の給付を受けている事業者		
共通申請書類①～⑦に加えて提出が必要な書類	参照	フィック
⑧ 国の家賃支援給付金の給付通知書（振込のお知らせ）の写 ※必ず通知書送付のあて先住所記載欄と給付金額記載欄の両方をコピーしてください。	P20	<input type="checkbox"/>

【B】令和2年1月1日から5月31日までに創業し、 国の家賃支援給付金の給付を受けていない事業者		
共通申請書類①～⑦に加えて提出が必要な書類	参照	フィック
⑨ 賃貸借情報記入シート	P21	<input type="checkbox"/>
⑩ 事業計画書等の写 ア、イのうち、該当する方を提出してください。	P22	<input type="checkbox"/>
<p>ア 金融機関から融資を受けた者</p> <p>① 金融機関から融資を受ける際に提出した事業計画書等の写（月ごとの売上(収入)予定額が分かるもの）</p> <p>② 金融機関からの融資実行が確認できる契約書等の写し</p> <p>イ 金融機関の融資を受けずに創業した者</p> <p>① 支援機関で創業に関する相談のうえ作成した事業計画書等の写（月ごとの売上(収入)予定額が分かるもの）に、相談を行った支援機関の担当者による署名又は記名押印のなされているもの</p> <p>※ 事業計画書等に月ごとの売上(収入)予定額が記載されていない場合は、記載されている年間の売上(収入)予定額からひと月分の平均売上(収入)予定額を算出してください。</p>		
⑪ 申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など	P24	<input type="checkbox"/>
⑫ 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）	P24	<input type="checkbox"/>
⑬ 申請時の直近3か月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し等）	P24	<input type="checkbox"/>
⑭ 本人確認書類 ※個人事業者の場合必要です。 本人確認書類は、以下のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。	P25	<input type="checkbox"/>
<p>ア 運転免許証（両面） （返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能）</p> <p>イ 個人番号カード（オモテ面のみ）</p> <p>ウ 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）</p> <p>エ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）</p> <p>オ 住民票の写し及びパスポートの両方 （パスポートは顔写真の掲載されているページ）</p> <p>カ 住民票の写し及び各種健康保険証の両方</p> <p>※ いずれの場合も申請を行う日において有効のものであり、記載された住所が申請書に記入する住所と同一のものに限ります。</p>		

① 和歌山県家賃支援金交付申請書【共通】

別記第1号様式(第4条関係)

記載例

和歌山県家賃支援金交付申請書（新規創業）

令和 2 年 ● 月 ● 日

和歌山県知事 様

提出日

代表者印

申請者住所 主たる事業所所在地又は個人事業者住所
 氏名又は名称 法人名及び代表者氏名又は個人事業者氏名

印

令和2年度において、和歌山県家賃支援金（別紙に規定する和歌山県家賃支援金申請額）の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき家賃支援金の交付決定の全部を取り消されても何ら異議の申立てを行いません。

◆ 関係書類

【共通】

- 別紙「和歌山県家賃支援金申請額 計算表」
- 申請者事業概要
- 宣誓書
- 法人の場合は役員名簿
- 振込先口座の通帳の写(法人：法人名義、個人事業者：申請者本人名義)
- 新規創業及び主たる事業所所在地が分かる書類

【国の家賃支援給付金の給付を受けた者】

- 国の家賃支援給付金の給付を受けた者は給付通知書（振込のお知らせ）の写

【国の家賃支援給付金の給付を受けていない者】

- 賃貸借情報記入シート
- 事業計画書等の写
- 本人確認書類
- 申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など
- 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）
- 申請時の直近3か月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し等）

【その他】

- 知事が必要と認める書類

②別紙

和歌山県家賃支援金申請額（新規創業） 計算表

※国の家賃支援給付金の受給の有無等に応じて、「1-1」「1-2」「2-1」「2-2」いずれかの計算方法で申請額を計算ください

1-1 令和2年1月1日から3月31日までに創業し、国の家賃支援給付金の給付を受けている事業者の場合（他団体家賃支援金等を受給しない場合）

国の家賃支援給付金の給付額 2,400,000 円	× 1/4 =	和歌山県家賃支援金申請額 600,000 円
-------------------------------------	---------	----------------------------------

※申請額に1,000円未満の端数が生じる場合は切捨て

1-2 令和2年1月1日から3月31日までに創業し、国の家賃支援給付金の給付を受けている事業者の場合（他団体家賃支援金等を受給する場合）

※和歌山県以外の地方公共団体から国の家賃支援給付金の申請日以降6か月の間のいずれかの月分の賃料に充てるための支援金を受給している場合又は受給することが決定している場合のみ本様式で申請額を計算ください

国の家賃支援給付金申請時の直前1か月分の賃料 600,000 円	× 6 =	3,600,000 円	・・・①		
国の家賃支援給付金の給付額 2,400,000 円	+	他団体家賃支援金等 1,000,000 円	=	3,400,000 円	・・・②
①	-	②	=	200,000 円	・・・③
国の家賃支援給付金の給付額 2,400,000 円	× 1/4 =	600,000 円	・・・④		

和歌山県家賃支援金申請額は③又は④のいずれか少ない方（0以下の場合は0）

和歌山県家賃支援金申請額
200,000 円

※申請額に1,000円未満の端数が生じる場合は切捨て

②別紙

和歌山県家賃支援金申請額（新規創業） 計算表

※国の家賃支援給付金の受給の有無等に応じて、「1-1」「1-2」「2-1」「2-2」いずれかの計算方法で申請額を計算ください

2-1 令和2年1月1日から5月31日までに創業し、国の家賃支援給付金の給付を受けていない事業者の場合（他団体家賃支援金等を受給しない場合）

過去1か月以内に支払った
賃料及び共益費・管理費（税込）の合計
※賃貸借情報記入シート②「賃料の支払情報」参照

500.000 円

・・・ ①

2020年5月31日時点の賃貸借契約書上の
賃料及び共益費・管理費（税込）の合計
※賃貸借情報記入シート②「本契約内の賃貸料」参照

600.000 円

・・・ ②

①又は②のいずれか少ない方が基準額

基準額

500.000 円

下記の区分に応じて交付額（月額）を計算

	基準額	交付額（月額）
法人	75万円以下	基準額 × 1/6
	75万円超	12.5万円 + [基準額の75万円の超過分 × 1/12] ※ただし、25万円（月額）が上限
個人事業主	37.5万円以下	基準額 × 1/6
	37.5万円超	6.25万円 + [基準額の37.5万円の超過分 × 1/12] ※ただし、12.5万円（月額）が上限

交付額（月額）

83.333 円

× 6 か月分

申請額

499.000 円

※申請額に1,000円未満の端数が生じる場合は切捨て

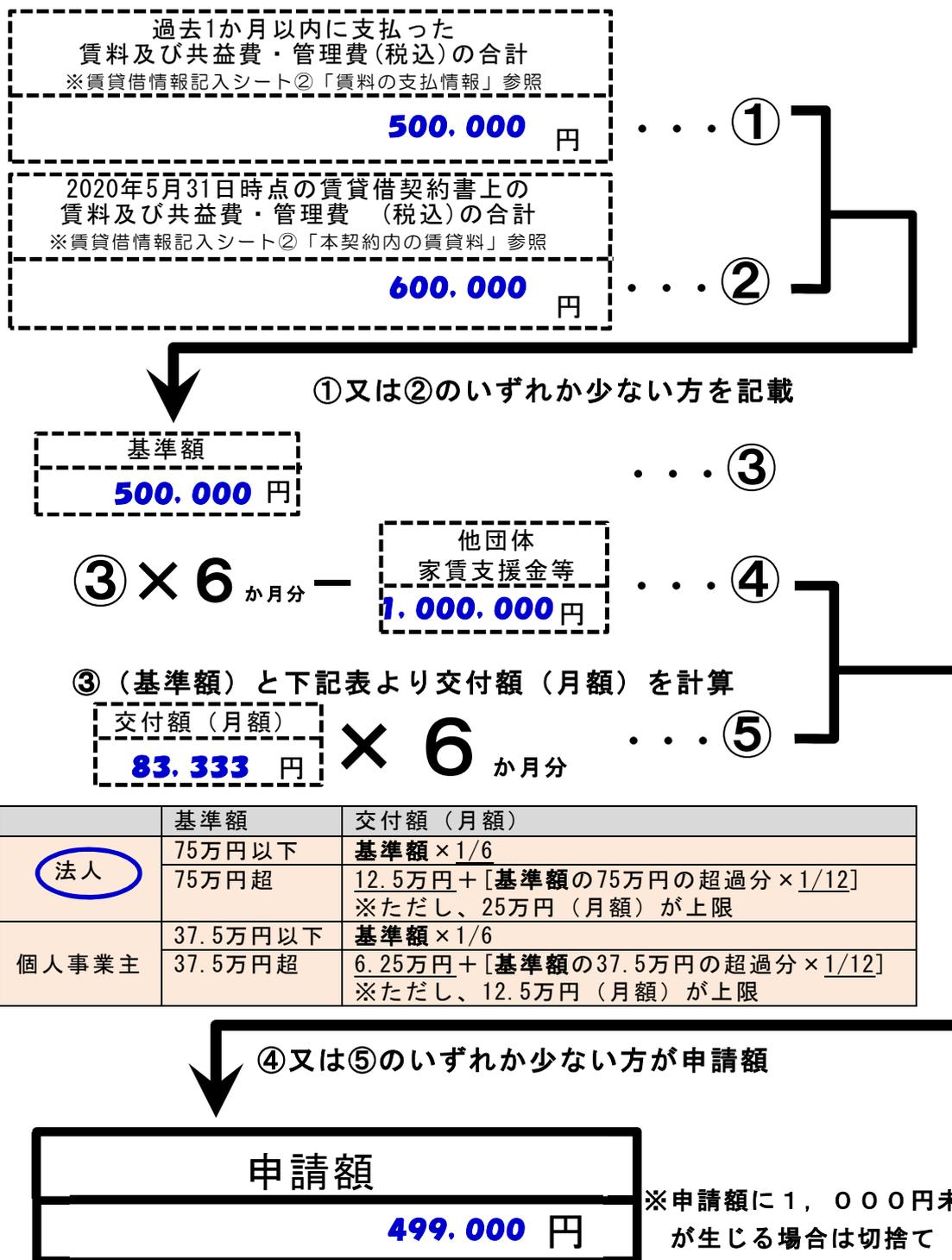
②別紙

和歌山県家賃支援金申請額（新規創業） 計算表

※国の家賃支援給付金の受給の有無等に応じて、「1-1」「1-2」「2-1」「2-2」いずれかの計算方法で申請額を計算ください

2-2 令和2年1月1日から5月31日までに創業し、国の家賃支援給付金の給付を受けていない事業者の場合（他団体家賃支援金等を受給する場合）

※ 和歌山県以外の地方公共団体から家賃支援金の申請日以降6か月の間のいずれかの月分の賃料に充てるための支援金を受給している場合又は受給することが決定している場合のみ本様式で申請額を計算ください



③ 申請者事業概要【共通】

□法人の記載例

別記第1号様式(第5条関係)

記載例 法人・創業

和歌山県家賃支援金申請者事業概要

主たる事業所の情報	フリガナ	カブシキガイシャ マルマルショウジ		
	名称 (屋号)	株式会社 OO商事		
	フリガナ	ワカヤマシワカガワチョウ		
	主たる事業所所在地	和歌山市和歌川町5322-1		
	フリガナ			
	主たる事業所が県外の場合 県内事業所所在地			
	県外所在地の場合	<input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 温泉保養施設 <input type="checkbox"/> 交通施設 <input type="checkbox"/> 休憩食事施設 <input type="checkbox"/> 観光土産品販売施設 <input type="checkbox"/> 不特定多数の者が利用する観光施設と認められる施設		
電話番号	073-441-XXXX	事業内容	日用品の販売	

申請者の情報	申請事業者名 (法人名又は個人事業主名)	フリガナ	カブシキガイシャ マルマルショウジ													
		名称	株式会社 OO商事													
	業種	小売業														
申請者の種別	選択	法人	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4
		個人事業主	住所										生年月日			

金融機関名	●●銀行	金融機関コード	1	2	3	4	(4桁)			
店舗名	OO支店	店番号	1	2	3	(3桁)				
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金(総合口座も含む) <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他 ()									
口座番号		1	2	3	4	5	6	7	(右詰めで記入)	
口座名義	フリガナ	カブシキガイシャマルマルショウジ					株式会社 OO商事			

国の家賃支援給付金の給付を受けていない者で知事が特に認める事業者のみ「1」又は「2」を記入

売上の情報	1. 令和2年5~12月において、いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少した月及び売上高等を記載	本年	売上が減少した月	令和2年	6	月	売上高	400,000	円
		前年(※1)	比較対象月	令和2年	6	月	売上高	1,000,000	円
売上の情報	2. 令和2年5~12月において、連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減した月及び売上高等を記載	本年	売上が減少した連続する3ヶ月	令和2年		月	売上高		円
						月	売上高		円
						月	売上高		円
		前年(※1)	比較対象月	令和年		月	売上高		円
						月	売上高		円
						月	売上高		円

※1 令和2年1月1日から同年5月31日までに創業した事業者については、「前年」の欄に事業計画等で想定している売上高を記載するものとする。

担当者	担当者名	所属	会計課	フリガナ	ワカヤマ	ジロウ
	担当者連絡先	電話	073-441-XXXX	氏名	和歌山	二郎
				メールアドレス	wakayama@pref.jp	

□ 個人事業者の記載例

別記第1号様式(第5条関係)

記載例 個人事業者・創業

和歌山県家賃支援金申請者事業概要

主たる事業所の情報	フリガナ	イザカヤ ワカヤママルマル		
	名称 (屋号)	居酒屋 和歌山〇〇		
	フリガナ	ワカヤマシワカガワチョウ		
	主たる事業所所在地	和歌山市和歌川町5322-1		
	フリガナ			
	主たる事業所が県外の場合 県内事業所所在地			
	県外所在地の場合	<input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 温泉保養施設 <input type="checkbox"/> 交通施設 <input type="checkbox"/> 休憩食事施設 <input type="checkbox"/> 観光土産品販売施設 <input type="checkbox"/> 不特定多数の者が利用する観光施設と認められる施設		
電話番号	073-441-XXXX	事業内容	飲食店	

申請者の情報	申請事業者名 (法人名又は個人 事業主名)	フリガナ	ワカヤマタロウ							
		名称	和歌山太郎							
	業種	飲食業								
申請者の種別	選択	法人	法人番号							
		個人事業主	住所	和歌山市和歌川町5322-8				生年月日	S53.5.10	

金融機関名	●●銀行	金融機関コード	1	2	3	4	(4桁)		
店舗名	〇〇支店	店番号	1	2	3	(3桁)			
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金(総合口座も含む) <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他 ()								
口座番号		1	2	3	4	5	6	7	(右詰めで記入)
口座名義	フリガナ	ワカヤマタロウ							
		和歌山太郎							

国の家賃支援給付金の給付を受けていない者で知事が特に認める事業者のみ「1」又は「2」を記入

売上の情報	本年	売上が減少した月	令和2年	月	売上高	円		
	前年(※1)	比較対象月	令和2年	月	売上収入 予定額	円		
売上の情報	本年	売上が減少した連続する3ヶ月	令和2年	5	月	売上高	700,000	円
				6	月	売上高	600,000	円
				7	月	売上高	700,000	円
	前年(※1)	比較対象月	令和2年	5	月	売上高	1,000,000	円
				6	月	売上高	1,000,000	円
				7	月	売上高	1,000,000	円

※1 令和2年1月1日から同年5月31日までに創業した事業者については、「前年」の欄に事業計画等で想定している売上高を記載するものとする。

担当者	担当者名	所属		フリガナ	ワカヤマ	ジロウ
				氏名	和歌山	二郎
	担当者連絡先	電話	073-441-XXXX	メールアドレス	wakayama@pref.jp	

④ 宣誓書【共通】

別記第2号様式（第5条関係）

宣 誓 書

私は、和歌山県家賃支援金の交付申請をするに当たり、下記の内容について、宣誓します。

宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- (1) 和歌山県家賃支援金交付要綱第2条の交付対象者の要件を満たしています。
- (2) 和歌山県家賃支援金交付要綱第3条の不交付要件に該当しません。
- (3) 和歌山県家賃支援金交付要綱第5条の交付申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (4) 和歌山県補助金等交付規則第21条第1項の規定による立入検査等を受けた場合は、適正かつ誠実に対応します。

以上

令和2年 ●月 ●日

和歌山県知事 様

所在地 和歌山市和歌川町5322-1名 称 株式会社 ○○商事代表者名 代表取締役社長 和歌山 太郎

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

ゴム印等を使用せず法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

⑤ 役員名簿（法人の場合）

別記第3号様式（第5条関係）

役員名簿

法人名称: _____

※該当する年号を○で囲んでください。

役職名	(ふりがな) 氏名	住 所	生 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日

- ※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。
- ※ 収集した個人情報については、和歌山県家賃支援金に係る交付事務についてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、本県が必要と認める場合は、本役員名簿について、警察当局へ照会することがあります。

⑥ 振込先口座を確認できる書類【共通】

- 口座の通帳の写
 - (法人の場合) 法人名義
 - (個人事業者の場合) 本人名義

- 注 1) 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようコピーしてください。
- 注 2) 上記が確認できるように、通帳の表面と通帳を開いた1・2 ページ目の両方をコピーしてください。
- 注 3) 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像のコピーを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像のコピーを提出してください。
- 注 4) 画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

通帳の表面



通帳を開いた1・2 ページ目



電子通帳画像をコピー



⑦ 新規創業及び主たる事業所の所在地を確認できる書類【共通】

(法人の場合)

- 履歴事項全部証明書の写 (発行から3か月以内のもの)
 - 法務局にて交付される、全部事項証明書(謄本)の履歴事項証明書(閉鎖されていない登記事項の証明)の写

会社設立の年月日が令和2年1月1日から5月31日までの間であること。

履歴事項全部証明書		
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇		
〇〇〇〇株式会社		
会社法人番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
商号	株式会社 〇〇〇〇	
	株式会社 △△△△	平成〇〇年〇〇月〇〇日変更 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
本店	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	
公告する方法	〇〇〇〇〇〇	
会社設立の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
目的	△△△△△△	
発行可能株式総数	〇〇〇株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 〇〇株	
資本金の額	金〇〇〇万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 〇〇〇	
登記変更に関する事項	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 代表取締役 〇〇〇	
	設立 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明し他書面である。(〇法務局〇〇支局管轄) 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
〇〇法務局登記官		
整理番号 〇〇〇〇〇 *下線のあるものは抹消事項であることを示す。		

(個人事業者の場合)

□ 開業届等の写

次のいずれかの書類を提出してください。

イ 個人事業の開業・廃業等届出書の場合は、開業日が令和2年1月1日から令和2年5月31日までの間であり、かつ当該届出書に税務署受付印が押印されていること。

ロ 事業開始等申告書の場合は、開始・廃業・変更等の年月日に記載した開始日が令和2年1月1日から令和2年5月31日までの間であり、かつ当該届出書に受付印等が押印されていること。

イ 個人事業の開業・廃業届出書

ロ 個人事業の開業・廃業届出書

受付印が押印されていること。

開業日が令和2年1月1日から5月31日の間であること。

受付印が押印されていること。

開始・廃業・変更等の年月日に記載した開始日が令和2年1月1日から5月31日までの間であること。

注 1 「個人番号」欄には、申告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載すること。
2 この申告をした事項に異動を生じた場合、事業を廃止した場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合には、その事実が発生した日から10日以内にその旨を申告すること。

ハ イ又はロがない場合には「開業日、所在地、代表者、業種、書類提出日等の記載がある書類」を提出してください。

(他県本社の観光関連事業者の場合)

- 上記、履歴事項全部証明書の写真(発行から3か月以内のもの)又は開業届等の写に加え、和歌山県事業所の所在地が分かる書類例)和歌山県事業所の営業許可証の写、法人の事業開始申告書の写、事業所所在地の記載のある公共料金領収書の写など

⑧ 国の家賃支援給付金の給付通知書の写【令和2年1月1日から3月31日までに創業し、国の家賃支援給付金の給付を受けている事業者の場合】

※必ず通知書送付あて先住所記載欄と給付金額記載欄の両方をコピーしてください。

□ 法人の場合

□ 個人事業者の場合

⑨ 賃貸借情報記入シート

【令和2年1月1日から5月31日までに創業し、家賃支援給付金の給付を受けていない事業者の場合】

※国の「家賃支援給付金 申請補助シート記入説明書（賃貸借関連）」を御参照ください（<https://yachin-shien.go.jp>）

賃貸借情報記入シート①

すべての項目をご記入ください。
各項目を記入すると同時に、提出する書類の引用部分を枠で囲ってください。

開業日(設立年月日)	令和2年 月 日	
2020年4月1日から申請日までの間に、賃貸借契約期間以外の項目の改訂または他の物件への引越などがありましたか？	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし

■ 賃貸人情報
【賃貸借契約または同等の書類に記載のある賃貸人情報】

賃貸人	賃貸人氏名(法人名)		
	賃貸人氏名(法人名)フリガナ	-	
	郵便番号	-	
	住所	都道府県	市区町村
	番地		
	ビル・マンション名 電話番号(ハイファンなし)		

【現在の賃貸人情報】

今の賃貸人と契約書に書かれている賃貸人が一致している	<input type="checkbox"/> はい （「管理会社情報」へ）	<input type="checkbox"/> いいえ （以下「現在の賃貸人」と【賃貸借様式4】を記入）
現在の賃貸人	名義不一致理由	<input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併等 <input type="checkbox"/> 法人成り <input type="checkbox"/> 事業承継 <input type="checkbox"/> 改姓 <input type="checkbox"/> 所有権移転 <input type="checkbox"/> その他
	※「その他」の場合、理由を記入 「改正」の場合、旧姓を記入	
	賃貸人氏名(法人名)	
	賃貸人氏名(法人名)フリガナ	
	郵便番号	-
	住所	都道府県 市区町村
	番地	
	ビル・マンション名等 電話番号(ハイファンなし)	

「賃貸借関連情報記入シート」及び「賃貸借様式」の記載方法については、国の「家賃支援給付金申請補助シート記入説明書（賃貸借関連）」を御参照ください。（<https://yachin-shien.go.jp>）

■ 管理会社情報
【管理会社(賃貸人に代わって資料を受領する者)がある場合】

管理会社の有無	<input type="checkbox"/> あり （以下「管理会社」を記入）	<input type="checkbox"/> なし （「賃借人情報」へ）
管理会社	賃貸人氏名(法人名)	
	賃貸人氏名(法人名)フリガナ	
	郵便番号	-
	住所	都道府県 市区町村
	番地	
	ビル・マンション名 電話番号(ハイファンなし)	

■ 賃借人情報

申請者と賃借人が一致している	<input type="checkbox"/> はい （「賃貸借情報記入シート②」へ）	<input type="checkbox"/> いいえ （以下「賃借人」と【賃貸借様式5】を記入）
現在の賃借人	名義不一致理由	<input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併等 <input type="checkbox"/> 法人成り <input type="checkbox"/> 事業承継 <input type="checkbox"/> 改姓 <input type="checkbox"/> その他
	※「その他」の場合、理由を記入 「改正」の場合、旧姓を記入	
	賃貸人氏名(法人名)	
	賃貸人氏名(法人名)フリガナ	
	郵便番号	-
	住所	都道府県 市区町村
	番地	
	ビル・マンション名	

賃貸借情報記入シート②

すべての項目をご記入ください。
各項目を記入すると同時に、提出する書類の引用部分を枠で囲ってください。

■ 契約情報

契約締結日	西暦 年 月 日
契約期間 ★注1	西暦 年 月 日から
	西暦 年 月 日まで
※契約期間が更新されていても、賃貸借契約書などに記載の契約期間が2020年5月31日と申請日を含まない場合、【賃貸借様式3】をご記入ください。	
申請日までの間に契約を更新しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
売上に応じて賃料の金額が変わる場合は <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 売上に応じて賃料の金額が変わる

注1 賃貸借契約書に記載されている申請日以降の契約終了日をご記入ください。
契約開始日が2020年5月31日より前で、申請日までの間に契約が更新/改訂されており、新たな契約書をお持ちの場合は、新たな賃貸借契約書に記載されている契約終了日をご記入ください。

■ 本契約内の賃貸料

【2020年5月31日時点の賃貸借契約書上の賃料及び共益費・管理費（税込）】

※売上に応じて賃料の金額が変わる場合は2020年5月分の支払実績

賃料 ★注2	(月額) 円	共益費・管理費 ★注2	(月額) 円
--------	--------	-------------	--------

注2 1ヶ月分に相当する金額を記入し、共益費・管理費がない場合は、「賃料」欄のみご記入ください。自宅兼店舗、自宅兼事務所などの場合、事業所の地代・家賃として税務署申請している金額のみご記入ください。

■ 物件情報（複数物件ある場合は「賃貸借情報記入シート③」に記入）

この物件は自宅兼店舗・自宅兼事務所ではない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
この物件は部分的に転賃をしていない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
物件の種類 (土地か建物かを選択してください)	<input type="checkbox"/> 土地	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 両方
物件名(任意)		
郵便番号	-	
住所	都道府県	市区町村
番地		
ビル・マンション名		
用途(使用目的)	(建物の場合) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売り・飲食 <input type="checkbox"/> 居宅・共同住宅 <input type="checkbox"/> 工場・倉庫 <input type="checkbox"/> その他	
※「物件の種類」で土地・建物「両方」を選択された場合は主な使用目的を1つ選択ください	(土地の場合) <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> その他	
※「その他」の場合、理由を記入		

■ 賃料の支払情報

支払方法	<input type="checkbox"/> 月払	<input type="checkbox"/> それ以外(年払・半年払等)
------	-----------------------------	--

【過去1ヶ月以内に支払った賃料及び共益費・管理費(税込)】

※過去2ヶ月前、または3ヶ月前の賃料などの支払いの免除・猶予を受けている場合、【賃貸借様式6】をご記入ください。

賃料 ★注2★注3	(月額) 円	共益費・管理費	(月額) 円
賃料及び共益費・管理費の支払日 ★注2★注4	西暦 年 月 日		

注3 複数の物件を賃貸されている場合、合計金額をご記入ください。複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合には、当該申請日の直前の支払い（当該申請日の属する月分に相当する賃料等を含むものに限る。）で支払った当該賃料等の1ヶ月平均の額を基準額とします。

注4 提出書類に記載の日付をご記入ください。

⑩ 事業計画書等の写

【令和2年1月1日から5月31日までに創業し、家賃支援給付金の給付を受けていない事業者の場合】

- イ 金融機関から融資を受けた場合は、次の書類を提出してください。
- 金融機関から融資を受ける際に提出した事業計画書等の写（月ごとの売上(収入)予定額が分かるもの）
 - 金融機関からの融資実行が確認できる契約書等
- ロ 金融機関の融資を受けずに創業した場合は、次の書類を提出してください。
- 支援機関での創業に関する相談の上作成した事業計画書等の写
 - 上記で相談を行った支援機関の担当者による署名

以下の（１）又は（２）のいずれかの形で提出してください。

（１）月ごとの売上(収入)予定額が分かる場合

以下の項目が必要となりますので、提出する事業計画書等の又は別葉（様式自由）に記載してください。

【支援機関の担当者による署名】

- ・ 氏名
- ・ 組織名称又は事務所名称
- ・ 住所
- ・ 士業等で登録番号等のあるものについては、その登録番号等

（２）月ごとの売上(収入)予定額が分からない場合

以下の項目が必要となりますので、提出する事業計画書等の欄外又は確認書（様式自由）により記載してください（次ページに記載例を掲載しますので、参考にしてください）。

【月ごとの売上(収入)予定額】

- ・ 記載されている年間の売上(収入)予定額から、ひと月分の平均売上(収入)予定額を算出したもの。

【支援機関の担当者による署名】

- ・ 氏名
- ・ 組織名称又は事務所名称
- ・ 住所
- ・ 士業等で登録番号等のあるものについては、その登録番号等

【月ごとの売上(収入)予定額が分からない場合】

※ 確認書(様式自由)

<p>【確認書の例】</p> <p style="text-align: center;">令和〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">確認書</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p>(法人名又は個人事業者名)が提出する事業計画書等について、年間の売上(収入)予定額から算出したひと月分の平均売上(収入)予定額は以下のとおりです。</p> <p>年間の売上(収入)予定額 月数 ひと月の平均売上(収入)予定額</p> <p>_____ 〇〇〇〇〇 円 ÷ 〇 月 = _____ 〇〇〇〇〇 円</p> <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>例えば、</p> <p>① 1月～翌年12月での年間の売上(収入)予定額が120万の場合、<u>120万円</u>÷<u>12月</u>でひと月当たり<u>10万円</u>となります。</p> <p>② 4月～12月での年間の売上(収入)予定額が90万の場合、<u>90万円</u>÷<u>9月</u>でひと月あたり<u>10万円</u>となります。</p> </div> <p>-----</p> <p>【支援機関の担当者による署名欄】</p> <p>私は、申請者が提出する事業計画等の写が、創業に関する相談のうえ作成されているものであることを確認しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏 名</td> <td>和歌山 花子</td> </tr> <tr> <td>組織名称又は事務所名称</td> <td>〇〇事務所</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>和歌山市〇〇1丁目1番地</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>1 2 3 4 5 6</td> </tr> </table>	氏 名	和歌山 花子	組織名称又は事務所名称	〇〇事務所	住 所	和歌山市〇〇1丁目1番地	登録番号	1 2 3 4 5 6	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>氏名については、支援機関の担当者が<u>自署又は記名押印</u>してください。</p> </div>
氏 名	和歌山 花子								
組織名称又は事務所名称	〇〇事務所								
住 所	和歌山市〇〇1丁目1番地								
登録番号	1 2 3 4 5 6								

⑪ 申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など【令和2年1月1日から5月31日までに創業し、国の家賃支給付金の給付を受けていない事業者の場合】

- 申請にもちいる売上が減った月・期間の事業収入額が分かる売上台帳等を提出してください。

様式の指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。

書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータがどの月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。（令和2年●月と明確に記載されている等）

■ 売上台帳として確認できる書類について

- ※ 給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。
- ※ 月ごとの売上月の【売上額】の【合計】を記載してください。
- ※ 売上額が0円の場合は、【申請にもちいる売上が減った月・期間】の売上額が【0円】であることを明確に記載してください。

⑫ 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）【令和2年1月1日から5月31日までに創業し、国の家賃支給付金の給付を受けていない事業者の場合】

- 令和2年5月31日と申請日の両方で有効かつ申請者ご自身の名義で契約した賃貸借契約書であること。
- ただし、本要件を満たした契約書を提出出来ない場合でも、国の「家賃支援給付金 申請要領（申請のガイダンス）別冊」の別冊2-1から別冊2-7に準じた資料の提出を行うことで、本支援金の対象となる可能性があります。詳細については、和歌山県支援本部相談窓口へ御連絡ください。

⑬ 申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し等）【令和2年1月1日から5月31日までに創業し、国の家賃支給付金の給付を受けていない事業者の場合】

- 原則として直前3か月以内に、3か月分の賃料を支払ったことを証明する書類として、以下のいずれかを添付してください。
- ・ 銀行通帳の表紙の写し及び支払実績がわかる部分の写し（3か月分）。
電子通帳や当座口座などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面のコピーなどを添付してください。
 - ・ 振込明細書
 - ・ 領収書
- ただし、支払の実績を証明する資料が添付できない場合でも、国の「家賃支援給付金 申請要領（申請のガイダンス）別冊」の別冊2-8、別冊2-9に準じた資料の提出を行うことで、本支援金の対象となる可能性があります。詳細については、和歌山県支援本部相談窓口へ御連絡ください。

⑭ 本人確認書類

【令和2年1月1日から5月31日までに創業し、国の家賃支援給付金の給付を受けていない事業者の場合】

- 本人確認書類は、下記のいずれかの写を住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。
- (ア) 運転免許証（両面）
（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能）
 - (イ) 個人番号カード（オモテ面のみ）
 - (ウ) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
 - (エ) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
 - (オ) 住民票の写及びパスポートの両方
※パスポートは顔写真の掲載されているページ
 - (カ) 住民票の写及び各種健康保険証の両方

※ いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。

IV 交付の決定等

1 支援金交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査した上、適正と認められるときは支援金を交付します。

2 通知

申請書類の確認の結果、本支援金の交付を決定したときは、後日、交付に関する通知を発送いたします。

3 支援金の返還

本支援金交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は支援金を返還することとなります。

VI 申請期限の特例

国の家賃支援給付金の申請を行い、受付が行われているが、給付通知書などの給付が行われことが分かる書面が提出できないことが見込まれる場合、下記の「和歌山県家賃支援金申請期限延長願兼誓約書」を令和3年3月26日（金）（当日消印有効）までに提出することで、申請期限を令和3年9月30日（木）まで延長することができます。

第5条関係

下線部を記入し提出してください

和歌山県家賃支援金申請期限延長願兼誓約書

私は、令和__年__月__日に国の家賃支援給付金の申請を行い、かつ受付されましたが、現在給付が決定されたことが分かる書面（給付通知書等）を提出できません。

つきましては、和歌山県家賃支援金の申請期限である令和3年3月26日（金）までに、和歌山県家賃支援金の申請が困難であることが見込まれるため、申請期限を令和3年9月30日（木）まで延長することを願い出ます。

なお、上記期限までに必要書類を揃えて、申請書類を提出しなかった場合、和歌山県家賃支援金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

令和3年__月__日

和歌山県知事 様

住 所

名称（屋号）

氏 名

連絡先

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

提出先
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県家賃支援金受付係